

平成 28 年度 就学援助制度のお知らせ

春日部市教育委員会

経済的理由のため学用品費や給食費などの支払いが困難な保護者の方に、その費用の一部を援助する制度です。
学校徴収金が免除になる制度ではありませんので、認定になった方も学校徴収金のお支払いが必要です。
なお、前年度援助を受けていた方も、引き続き援助を希望する場合は、毎年度申請が必要になります。

1 援助の対象となる方

市内の公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、**次の①～③のいずれかにあてはまる方**

①生活保護を受けている方

②平成 27 年度または平成 28 年度において、次のいずれかを受けていた方、または受けている方

※証明できる書類（写し）の提出が必要です

*生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

*国民年金の掛金の減免

*中国残留邦人等の支援給付

*国民健康保険税の減免または徴収の猶予

*個人の事業税の減免、市民税の非課税・減免

*児童扶養手当の支給

または固定資産税の減免

*生活福祉資金の貸付

③生活保護を受けている方と同程度に困窮し、学費等の支払いが困難な方（3 認定所得基準額の目安を参照）

2 援助の内容

※平成 27 年度の限度額のため、平成 28 年度は変更となる場合があります。

	支給項目	年間支給限度額		備 考
		小学校	中学校	
①	学用品費	11,420 円	22,320 円	年間支給限度額を 11 ヶ月で割って支給
②	通学用品費	2,230 円	2,230 円	年間支給限度額を 11 ヶ月で割って支給(1 年生除く)
③	校外活動費(宿泊無し)	1,550 円	2,240 円	実施学年の参加者のみ
④	校外活動費(宿泊あり)	3,570 円	6,010 円	実施学年の参加者のみ
⑤	新入学児童・生徒学用品費等	20,470 円	23,550 円	4 月から認定の 1 年生のみ
⑥	修学旅行費	必要経費	必要経費	実施学年の参加者のみ、均一に負担した必要経費を支給
⑦	学校給食費	47,300 円	52,800 円	学校に支払った額を支給(※)
⑧	医療費	—	—	年度当初の学校検診で学校病(う歯等)が発見された場合、7 月以降医療券を発行、治療費を医療機関に直接支払います。

※ 中学校 3 年生のみ、年間支給限度額 50,800 円となります。また、生活保護を受けている方は、⑥修学旅行費⑧医療費のみが対象となります。支給については 4～7 月分は 8 月に、9 月分以降はそれぞれ翌月に支給します。

3 認定所得基準額の目安

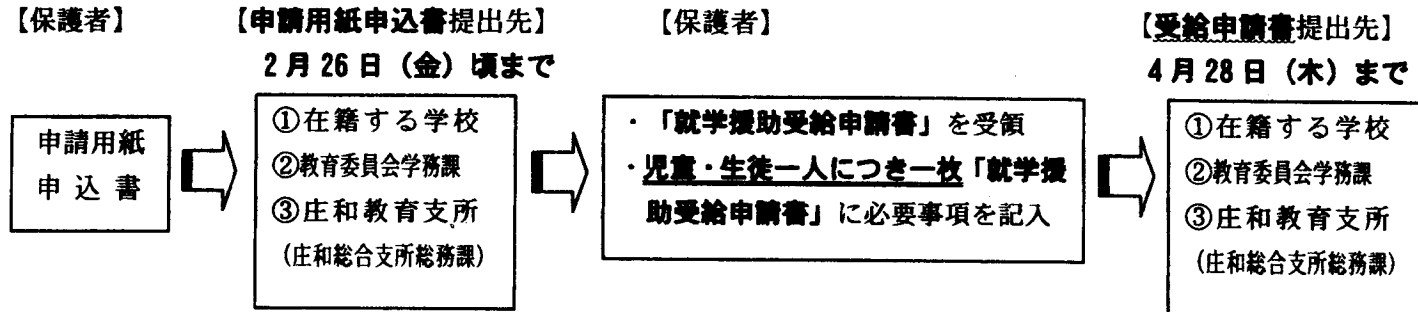
世帯人数	世帯構成		世帯の年間総所得額(給与所得控除後)	
2 人	①母(父)、小学生	②母(父)、中学生	①180 万	②200 万
3 人	③父、母、小学生	④父、母、中学生	③250 万	④270 万
4 人	⑤父、母、中学生、小学生		⑤330 万	
5 人	⑥父、母、中学生、小学生、祖母(祖父)		⑥380 万	

※世帯人数や年齢、住宅状況等各世帯状況により基準額は異なります。簡易な目安としてご覧ください。

申請方法等は裏面を参照

4 申請方法

就学援助の申請を希望される方は、キリトリ線下部の「就学援助受給申請用紙申込書」に必要事項を記入の上、下記要領により申請手続きを行ってください。（※提出先については、①～③のいずれか）



※平成28年4月から援助を希望する場合の提出期限です。手続きの参考としてご覧ください。

5 申請期限及び申請場所

随時申請を受け付けていますが、申請日により援助の対象開始月が異なりますのでご注意ください。

① 平成28年4月から援助を希望する方は、

平成28年4月28日(木)までに「就学援助受給申請書」を提出してください。

新学年	各書類の提出先
小学校2～6年生・中学校2～3年生	①在籍する学校 ②教育委員会学務課 ③庄和教育支所
中学校1年生	3月末まで(※) ⇒ ①在籍する小学校 4月から ⇒ ②入学予定の中学校 ③教育委員会学務課 ④庄和教育支所 ※在籍する小学校に申請書を提出する方は、 平成28年3月11日(金) までを目安として、提出してください。

② 平成28年5月2日(月)以降に申請書を提出した場合、申請月の翌月分からが援助の対象となります。なお、各書類の提出先については、上と同じになります。

6 その他

この「平成28年度 就学援助制度のお知らせ」の1～5を必ずお読みいただき、内容をご理解の上申請手続きを行ってください。また、「就学援助受給申請書」と同時に配付されます。記入例等のご案内も必ずお読みください。

【お問合せ先】春日部市教育委員会 学務課 学事担当
TEL048-763-2447 (直通)

お知らせ 特別支援教育就学奨励費補助金支給対象者の拡大について

通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒についても、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります（世帯の収入額等により補助内容が異なります。）。

申請方法等詳細につきましては、春日部市教育委員会学務課までお尋ねください。

キリトリ線

就学援助受給申請用紙申込書

提出期限の目安

平成28年2月26日(金)

就学援助の申請を希望しますので、「就学援助受給申請書」を_____枚 配付してください。

学校

学年 組 氏名

学年 組 氏名

学年 組 氏名

保護者氏名

電話

※申請を希望する児童・生徒一人につき一枚申請書を配付します。